

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道東川養護学校 令和6年（2024年）5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道東川養護
学校いじめ
防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ます。また、いじめは単に児童生徒の問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得ます。

そこで、本校に在籍する児童生徒が安心、安全に学校生活を送ることができるよう保護者や地域の人々と協力し、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに対応します。

東川養護学校
いじめ対策組織
の役割や活動

本校では、以下の取組を行い、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

- (1) いじめ対策委員会を年3回実施します。
- (2) いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査を年2回実施します。
- (3) 年度ごとに「学校いじめ防止基本方針」を見直し、教職員で共有するとともに本校のWebページに掲載します。
- (4) 校内において、いじめ問題対応に関わる研修を実施します。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

本校における取組について

- (1) 児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さ」を認められるような場面を意図的に設定しながら継続した指導を行います。
- (2) 児童生徒が「困った、助けて」など適切な「援助希求」ができる力を身に付けられるよう、自立活動等での指導を行うとともに、児童生徒との信頼関係形成を構築し、児童生徒が話しやすい雰囲気づくりに努めます。
- (3) 児童生徒の表情や様子、学級の雰囲気などに気を配り、積極的に危機のサインに気付くことができるようにします。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の東川養護学校のいじめ対策組織担当は、教頭 三瓶です。

連絡先 0166-82-4586 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9~12 時 13~17 時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
上川教育局教育相談電話 (電 話)	0166-46-5243	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター